

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日には休む)

条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成八年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

◇告

字の区域の変更等 (市町村振興課)

保険医等の登録 (保健課)

国土調査の成果の認証 (農村整備課)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起人の届出 (水産課)

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)

平成八年度前期技能検定の実施 (労政・能力開発課)

平成八年度技能検定 (基礎一級及び基礎二級) の実施 (〃)

告示

鳥取県告示第百二十三号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定に基づき、福部村長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、国土調査法 (昭和二十六年法律第八十号) 第十九

区域を変更する 字の名称	同上の区域 (平成七年五月一日現在の地番による。)
大字海士字土居 向	大字海士字五輪ノ上五二の一、五三の二、五三の三、五八の二、五八の四、五八の五、五八の六及びこれらと一体をなす国有地
大字海士字林口屋敷 六	大字海士字林口屋敷六四の一、九八の二、九八の三、九九の二、九九の三、九九の四、一〇一の二、一〇一の三、一〇一の五、一〇一の六及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字海士字新堀 野	大字海士字新堀のうち一一の三、一八の三、一八の一〇、一八の一、一八の二三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字海士字西ノ ノ上	大字海士字新堀一一の三、一八の三、一八の一〇、一八の一、一八の二三及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字海士字五輪 ノ上	大字海士字五輪ノ上のうち五二の一、五三の二、五三の三、五八の二、五八の四、五八の五、五八の六及びこれらと一体をなす国有地
大字海士字林口 屋敷	大字海士字林口屋敷のうち六四の一、九八の一、九八の三、九九の二、九九の三、九九の四、一〇一の二、一〇一の三、一〇一の五、一〇一の六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字海士字河原	大字海士字河原のうち二九〇の一、二九〇の二、二九一、二九二、二九三、二九四の一、二九四の二以外の区域
大字海士字六反田	大字海士字六反田のうち二三三の二、二三三の三、二三三の二、二三三の三

大字海士字浪花	二九四の二、二九四の二
大字海士字河原二九〇の一、二九〇の二、二九一、二九二、二九三、二九四の二、二九四の二	大字高江字西谷四五七の六一の一部
大字海士字雌尾	大字海士字雌尾のうち三五五の二、三五五の三、三五五の二二、三五五の二三、三五五の二四、三五五の二五、三五九の二、三六〇の二、三六〇の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字海士字雌尾ノ下	大字海士字粧箱四六九の一、四六九の四、四六九の五、四六九の六、四七〇、四七〇の一、四七〇の五、四七〇の六、四七〇の七、四七〇の一、四七一の三、四七一の一、四七二の三及びこれらと一体をなす国有地
大字海士字下池中四一九の一、四一〇の一、四一一の一、四一二の一、四二五の二、四二六の一、四二七の一、四二八の一及びこれらと一体をなす国有地	大字海士字六反田三三三の一、三三三の二、三三三の三、三三三の四の一、三三三四の三、三三三五の一、三三三六の一、三三三七の二及びこれらと一体をなす国有地
大字海士字雌尾三五九の二、三六〇の二、三六〇の三及びこれらと一体をなす国有地	大字海士字雌尾三五九の二、三六〇の二、三六〇の三及びこれらと一体をなす国有地
大字海士字池中四二九の一、四三〇の一、四三一の一、四三二の一、四三三の一、四三四の一、四三五の一、四三六の一及びこれらと一体をなす国有地	大字海士字雌尾ノ沖四三七の一、四三八の一、四三九の一、四四〇の一、四四一の一、四四二の一、四四三の一、四四四の一及びこれらと一体をなす国有地

		大字海士字糀箱
	有地	大字海士字糀箱四六九の二、四六九の三及びこれらと一体をなす国有地
大字海士字糀箱	有地	大字海士字糀箱のうち四六九の一、四六九の二、四六九の三、四六九の四、四六九の五、四六九の六、四七〇、四七〇の一、四七〇の五、四七〇の六、四七〇の七、四七一の一、四七一の三、四七二の一、四七二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字海士字離尾	有地	大字海士字離尾三五五の二、三五五の三及びこれらと一体をなす国有地
大字海士字真名ヶ谷	有地	大字海士字真名ヶ谷三八七、三八八の二、三八八の三、三八八の四、三九四の二、三九四の三及びこれらと一体をなす国有地
大字海士字和田新田	有地	大字海士字和田新田四五三の三、四五三の四、四五三の五、四五四の二、四五四の三、四五五の二、四五五の三、四五六の二、四五六の三、四五六の四、四五七の二及びこれらと一体をなす国有地
大字海士字流山	有地	大字海士字流山のうち四七九の二以外の区域
大字海士字真名ヶ谷	有地	大字海士字真名ヶ谷のうち三八七、三八八の二、三八八の三、三八八の四、三八八の一四、三八八の一五、三八八の一八、三八八の二一、三九〇から三九三まで、三九四の二、三九四の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字海士字江	有地	大字高江字真名ヶ谷四八五の一五、四八五の一六の一部、四八五の二五、四八五の二七
大字海士字下池	有地	大字海士字下池中四〇六の二、四〇七の二、四〇八の二、四〇九の三、三九八の四、三九九の二、四〇〇の一、四〇一の一、四〇一の三、四〇二の二、四〇二の四、四〇三の一、四〇三の二、四〇四の三、四〇四の二及びこれらと一体をなす国有地

大字細川字上龜井	二、四一〇の二、四一二の二、四一三の二、四一三の二、四一四の二及びこれらと一体をなす国有地
大字細川字上龜井	大字細川字上龜井のうち六七〇の二、六七〇の三、六七一の三、六七一の四、六七一の二、六七一の三、六七二の四、六七三の五、六七三の六、六七三の一〇、六七五の二、六七五の三、六七五の四、六七六の一六、六七六の一七、六七六の一八、六七六の二六、六七七の四、六七七の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字細川字龜井	大字細川字龜井一三三六、一三三七の一、一三三七の一、一三五八の一部
大字海士字流山	大字海士字流山四七九の二
大字細川字龜井	大字細川字龜井のうち一三三六、一三三七の一、一三三七の二、一三五八の一部以外の区域
大字細川字上龜井	大字細川字上龜井六七〇の二、六七〇の三、六七一の三、六七一の四、六七一の二、六七一の三、六七一の四、六七三の五、六七三の六、六七三の一〇、六七五の二、六七五の三、六七五の四、六七六の一六、六七六の一七、六七六の一八、六七六の二六、六七七の四、六七七の五及びこれらと一体をなす国有地
大字細川字下龜井	大字細川字下龜井の全域
大字細川字西澤	大字細川字西澤
大字高江字赤子谷	大字高江字赤子谷のうち三二八以外の区域
大字高江字中赤子谷八三、八七	大字高江字中赤子谷八三、八七以外の区域

大字高江字中赤子谷	大字高江字中赤子谷のうち八三、八七以外の区域
大字高江字奥赤子谷	大字高江字奥赤子谷
大字高江字堂頭	大字高江字堂頭
大字高江字内田一八八の一部	大字高江字内田一八八の一部
大字高江字後谷二〇二の一部	大字高江字後谷二〇二の一部
大字高江字難波前二一の一部	大字高江字難波前二一の一部
大字高江字難波前二二の一部	大字高江字難波前二二の一部
大字高江字後谷二〇二の一部	大字高江字後谷二〇二の一部
大字高江字難波四二五の三、四二八の二、四二九	大字高江字難波四二五の三、四二八の二、四二九
大字高江字後谷四三〇の二	大字高江字後谷四三〇の二
大字高江字難波前二一の二	大字高江字難波前二一の二
大字高江字東谷四三〇の二、四三一の二	大字高江字東谷四三〇の二、四三一の二
大字高江字東谷のうち四三〇の一、四三〇の二、四三一の二以外の区域	大字高江字東谷のうち四三〇の一、四三〇の二、四三一の二以外の区域
大字高江字西浦三〇七から三二一まで、三二一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字高江字西浦三〇七から三二一まで、三二一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字高江字内田	大字高江字内田のうち一八八の一部、四八三以外の区域
大字高江字真名ヶ谷	大字高江字真名ヶ谷四八五の三の一部、四八五の六、四八五の七、四八五の一五、四八五の一六の一部、四八五の二五、四八五の二七以外の区域
大字高江字内田	大字高江字内田一八八の一部、四八三
大字高江字内田一八八の一部、四八三	大字高江字内田一八八の一部、四八三
大字海士字雌尾三五五の二二、三五五の二三、三五五の二四、三五	大字海士字雌尾三五五の二二、三五五の二三、三五五の二四、三五

五の二五、三八八の一四、三八八の一五、三八八の一八、三八八の 二一、三九〇から三九三まで	大字高江字流山	大字高江字流山のうち一六一の一部、一六一の一以外の区域	平崎盟人	鳥医第五二四三号	平成八年二月八日
大字高江字下屋敷	大字高江字内田一八八の一部	大字高江字下屋敷のうち一五五の二の一部以外の区域	渡邊和佳子	鳥薬第九六五号	平成八年二月七日
大字高江字西浦	大字高江字西浦のうち三〇七から三一まで、三一の一、三二の 一、三一二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	大字高江字西浦のうち三〇七から三一まで、三一の一、三二の 一、三一二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	関根克敏	鳥薬第九六六号	平成八年二月十三日
大字高江西谷	大字高江字西谷のうち四五七の六一の一部、四六四の一、四六四の 二以外の区域	大字高江字西谷のうち四五七の六一の一部、四六四の一、四六四の 二以外の区域	松本格	鳥薬第九六七号	平成八年二月二十日
大字高江字西浦三一二の一、三一二の二	大字海士字流山、大字海士字池中、大字海士字離尾ノ沖、大字海士 字下池中、大字海士字和田新田、大字海士字池ノ端、大字細川字高 江尻、大字細川字下龜井、大字細川字上西澤、大字細川字下西澤	大字高江字西浦三一二の一、三一二の二			

鳥取県告示第百二十四号

鳥取県告示第百二十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行つた者の名称	調査を行つた時 期	成 果 の 名 称	調査を行つた地 域	認証年月日
福部村	平成三年度及び平成四年度	福部村（大字湯山及び大字海士の各一部）の地籍図及び地籍簿	福部村大字湯山及び大字海士の各一部	平成八年三月一日
平成四年度及び平成五年度		福部村（大字海士、大字箭渓及び大字細川の各一部）の地籍図及び地籍簿	福部村大字海士、大字箭渓及び大字細川の各一部	
		福部村大字海士、大字箭渓及び大字細川の各一部	福部村大字海士、大字箭渓及び大字細川の各一部	

鳥取県告示第百二十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次とおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成八年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成8年3月1日 金曜日

鳥取県公報

鳥取県告示第百一十六号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百八条の二第二項に規定する同意を求めるために、発起人にならうとする旨の届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出事項	漁業者調査の縦覧		
	発起人にならうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分場所
期間			
岩美郡福部村岩戸一一二一一八 奥田義人	福部村	漁業災害補償法 第一百四条第二号 に掲げる漁業	福部村漁業 協同組合
岩美郡福部村細川一四七一九 平島盛雄	加入区	平成八年 三月一日から 同年 山下	中山漁業協 同組合及び 御来屋漁業 協同組合
西伯郡中山町御崎一九八 森長武志	西伯 加入区	小型定置漁業	公 告
西伯郡名和町御来屋九九九 松田新太郎			

平成八年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

開発許可の年月日及び番号

平成七年十月二十四日 鳥取県指令都計二一一第五号

開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字新開

開発許可を受けた者の住所及び氏名
株式会社 ジュンチング

代表取締役社長 飯塚道正

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、平成8年度前期の技能検定を次のとおり実施する。

平成8年3月1日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 検定を実施する職種

金属プレス加工、防水施工、サッシ施工、塗装、布はく縫製、プラスチック成形、
とび、機械加工、鉄工、めつき、建設機械整備、内装仕上げ施工、電子機器組立、
婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、広告美術仕上げ、写真、

鳥取県告示第百一十七号
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第40号）
第三十六条第三項の規定により告示する。

日曜金 日 1月3年8成平

鳥取県

和裁、園芸装飾、造園、放電加工、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、 製版、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、建築板金、製材のこ目立て、フラー ー装飾、路面標示施工、塗料調色及び産業洗浄
--

2 検定の等級

1の職種のうち、とび、内装仕上げ施工、電子機器組立て、機械加工、造園及び園芸装飾については1級、2級及び3級に区分して、和裁については3級として、路面標示施工、塗料調色及び産業洗浄については等級を区分しないで、その他の検定職種については1級及び2級に区分して行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成8年6月14日（金）から同年9月8日（日）までの間において、別途鳥

取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成8年6月6日（木）に鳥取県職業能力開発協会の掲示板

に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検定職種	実施期日
金属プレス加工、布はく縫製、プラスチック成形、 とび、防水施工、サッシ施工、塗装、産業洗浄及び 和裁	平成8年8月25日（日）

機械加工、鉄工、めつき、電子機器組立て、建設機械整備、婦人、子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、置製作、内装仕上げ施工及び広告美術仕上げ	平成8年9月1日（日）
写真	平成8年9月4日（水）

園芸装飾、造園、放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、製版、製材のこ目立て、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラー装飾、路面標示施工及び塗料調色	平成8年9月8日（日）
---	-------------

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実施試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市富安二丁目159久本ビル5階

鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成8年4月4日（木）から同月17日（水）まで（郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。）

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、80円切手をはったもの）を同封して行

うこと。
イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格のある者は、1に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

6 受検手数料等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検定職種	手数料
園芸装飾	13,800円
造園	13,000円
機械加工	13,800円
放電加工	13,800円
金属プレス加工	12,000円
鉄工	12,000円
建築板金	13,800円
めつき	13,800円
仕上げ	13,800円
電子機器組立て	13,800円
電気機器組立て	13,800円
鉄道車両製造・整備	13,800円
建設機械整備	12,000円
婦人子供服製造	10,000円
写真	13,800円
和裁	9,000円
製材のこ目立て	13,800円
布はく縫製	13,800円

家具製作	13,800円
建具製作	13,800円
製版	13,800円
印刷	13,800円
プラスチック成形	13,800円
石材施工	13,800円
とび	13,000円
左官	12,000円
タイル張り	12,000円
置製作	13,800円
防水施工	13,800円
内装仕上げ施工	13,800円
熱絶縁施工	13,800円
サッシ施工	13,800円
表装	13,800円
塗装	12,000円
路面標示施工	13,800円
塗料調色	12,000円
広告美術仕上げ	13,800円
産業洗浄	13,800円
フラー装飾	13,800円
イ 学科試験の受検手数料	2,600円
(2) 納付方法	
(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受けた試験の受検手数料は納付を要しない。	

日曜金 日 1月3年8成平

(3) その他 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合 でも、受検手数料は返還しない。
7 合格者の発表等
(1) 合格通知 実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成8年10月3日（木）に書面で通知する。
(2) 技能検定合格者の氏名は、平成8年10月4日（金）の鳥取県公報で公示する。
8 その他 技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労政・能力開発課（電話0857-22-3494）に問い合わせること。
職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、平成8年度技能検定（基礎1級及び基礎2級）を次のとおり実施する。
平成8年3月1日
鳥取県知事 西 尾 邑 次
1 檢定を実施する職種 さく井、鍛造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、アルミニウム陽極化処理、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装
2 検定の等級 この技能検定は、上記の検定職種について基礎1級及び基礎2級に区分して実施する。
3 検定の方法 この技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。
4 実技試験期日及び実施場所等
(1) 実技試験 ア 実施期日 平成8年4月1日（月）から平成9年3月31日（月）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が指定する日 イ 実施場所 別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所 ウ 実技試験問題の公表 実技試験問題は、あらかじめ受検申請者あて送付する。
(2) 学科試験 ア 実施期日 平成8年4月1日（月）から平成9年3月31日（月）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が指定する日 イ 実施場所 別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所
5 受検申請の手続
(1) 提出書類 ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。） イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
(2) 提出先

鳥取県公報

鳥取市富安二丁目159久本ビル5階

鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

随时受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙は、鳥取県職業能力開発協会で交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、80円切手をはつたもの）を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料	手 数 料	
検定職種		
さく井	13,800円	
鋸造	13,800円	
機械加工	13,800円	
金属プレス加工	12,000円	
鉄工	12,000円	
建築板金	13,800円	
工場板金	13,800円	
アルミニウム陽極酸化処理	13,800円	
めつき	13,800円	
仕上げ	13,800円	
機械検査	10,000円	

ダイカスト	12,000円
機械保全	13,800円
電子機器組立て	13,800円
電気機器組立て	13,800円
冷凍空気調和機器施工	13,000円
染色	13,000円
ニット製品製造	13,800円
婦人子供服製造	10,000円
紳士服製造	12,000円
帆布製品製造	13,800円
布はく縫製	13,800円
家具製作	13,800円
建具製作	13,800円
印刷	13,800円
製本	13,800円
プラスチック成形	13,800円
強化プラスチック成形	13,800円
石材施工	13,800円
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	13,800円
水産練り製品製造	13,800円
建築大工	12,000円
かわらぶき	13,800円
とび	13,000円
左官	12,000円
タイル張り	12,000円
配管	12,000円
型枠施工	13,800円

